

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	重度障がい児支援手当の返還
根拠法令等及び条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第9条
	根拠条項
	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第9条
	参考事項
	設定等年月日
	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者は、当該手当を返還しなければならない。</p>